

平成27年度市・県民税の主な変更点

上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に対する軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

		平成22年度～26年度	平成27年度～
譲渡	金融商品取引業者等を通じた譲渡等	3%(市民税1.8%、県民税1.2%) 所得税7%	5%(市民税3%、県民税2%) 所得税15%
	上記以外	5%(市民税3%、県民税2%) 所得税15%	
配当		3%(市民税1.8%、県民税1.2%) 所得税7%	5%(市民税3%、県民税2%) 所得税15%

※平成49年分までの所得税には、復興特別所得税(税率2.1%)が併せて徴収されます。

住宅借入金等特別控除の延長・拡充

市・県民税の住宅借入金等特別控除の適用期間が4年間(平成26年1月1日～平成29年12月31日)延長され、さらに平成26年4月1日以降に居住を開始した場合の控除限度額が9万7500円から13万6500円に引き上げられます。

	現 行	延長・拡充	
居 住 年 月 日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～ 平成29年12月31日
控 除 限 度 額	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)

※市・県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、控除限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※平成26年4月1日～平成29年12月31日の控除限度額は、住宅の取得対価

の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限り、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7500円)となります。

問合 税務課市民税G

内線2201～2204

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法及び各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、平成26年度より、原則としてすべて特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しております。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与と支給額が少なく、個人市

県民税を特別徴収しきれない方・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合 税務課市民税G

内線2201～2204

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整をすることによってその年の所得税の税額が確定するため、確定申告をする必要はありませんが、次の場合などは確定申告を行う必要があります。

- ①給与収入が2000万円を超える場合
- ②平成26年中に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ③給与所得及び退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ④二つ以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の条件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合

所得税 津島税務署 ☎26-2161

市・県民税 税務課市民税G

内線2201～2204

パート収入と税金及び各種控除

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
93万円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
100万円以下						
103万円以下						
103万円超105万円未満	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	受けられない
105万円以上110万円未満					36万円 (33万円)	
110万円以上115万円未満					31万円	
115万円以上120万円未満					26万円	
120万円以上125万円未満					21万円	
125万円以上130万円未満					16万円	
130万円以上135万円未満					11万円	
135万円以上140万円未満					6万円	
140万円以上141万円未満					3万円	
141万円以上						

注1 市・県民税及び所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。
 注2 配偶者控除、配偶者特別控除、及び扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

パート収入と税(夫婦・親子と税)
 年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象とされる方に、パート収入があると、その収入金額によって、次のような注意が必要です。

- ・ 配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか。
 - ・ 扶養控除を受けられるかどうか。
 - ・ 控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか。
- パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は表のようになります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区 分		控 除 額	
	年 齢	生 年 月 日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳～15歳	平成11年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳～18歳	平成 8年1月2日 以後 平成11年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳～69歳	昭和20年1月2日 以後 平成 4年1月1日 以前		
特定扶養	19歳～22歳	平成 4年1月2日 以後 平成 8年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳～	昭和20年1月1日 以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

す。ただし、年末調整や確定申告をされる方の合計所得が1000万円を超える場合などには配偶者特別控除を受けることができません。
問合せ 税務課市民税G
 内線2201～2204

水道管の冬支度

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

水道管の凍結を防ぐには

- ・ 水道管に保温材などを巻く
 - ・ 凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



また、次のようなときは、連絡先へご連絡ください。

家庭で緊急に修繕が必要なとき

- ・ 凍結により漏水したとき
- ・ 蛇口を閉めても水が止まらないとき
- ・ 水洗便所の水が止まらないとき

連絡先 市上下水道指定工事店協同組

☎32-13903

道路上で漏水が発生しているとき

連絡先 上下水道部工務課工務G

内線2437

問合せ 上下水道部管理課管理G

内線2442

人権週間

12月4日(木)～10日(水)

1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や、人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。

この人権週間に契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、差別や偏見の解消に取り組ましましょう。

重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

—考えよう 相手の気持ち—

育てよう 思いやりの心—

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ・ 障がいのある人の自立と社会参加を進めよう
- ・ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ・ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

・ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

・ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

・ ホームレスに対する偏見をなくそう

・ 性的指向を理由とする差別をなくそう

・ 性同一性障がいを理由とする差別をなくそう

・ 人身取引をなくそう

・ 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

問合 人権推進課人権同和行政推進G
内線2271

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)

12月20日(土)～1月10日(土)

非行の芽 はやめにしよう みな我が子

青少年が非行にかかわったり、犯罪に巻き込まれたりしないよう、家庭や地域で声かけを行い、未然防止にご協力をお願いします。

どこの子にも、自分の子と同様に温かい目を向け、「愛のひと声」をかけましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)内線22882



人権推進課人権同和行政推進G
内線2271

子どもの人権

子どもの人権を守るためには、家庭、地域、学校など社会全体で積極的に協力・行動していくことが必要です。

子どもが健やかに育つ環境づくり

地域で子どもを見守り、育む環境づくりのため、子育て家庭への支援や安心して遊び交流できる場を提供します。

子どもの人権を尊重する意識づくり

児童の権利に関する条約の理念を普及・啓発し、異世代間交流など子どもの人権を大切にすることを意識づくりを進めます。

虐待、いじめ、体罰など子どもの人権に関わる重大問題への対応

子どもや保護者のための相談体制を充実し、予防や心のケアに努めます。また、家庭、地域、学校、関係機関の

連携による情報の共有化など、早期発見・早期解決に向けた体制づくりを進めます。

豊かな人間性を育む教育の推進

人を思いやり、いたわる心を育むことができるよう、学校などにおける心の教育を充実させます。

また、子どもを保護や援助の対象としてだけでなく、独立した人格として尊重する意識を持ち、子どもが社会に参加しやすい環境づくりに努めます。

人権侵害に対する相談支援体制の充実

地域や関係機関と連携を強化し、最適な救済機関に案内する仕組みや誰もが相談しやすい身近な相談体制の整備などの充実を努めます。

車いす貸し出しサービス

ちよつと出掛けたいーそんな時、お使いください。

貸出期間 1週間以内

貸出日時 平日の午前9時～午後5時

対象 病院の通院や週末のお出掛けなど、車いすが短期間必要な方、またはその家族

申込 午前9時～午後5時に電話または直接左記へ(土・日曜日は除く)。
※貸し出しは無料です。

問合 彩雲館 ☎24-7111



人権相談

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

市内の人権擁護委員(順不同、敬称略)
 黒田剛司(下新田町) ☎28-3434
 水谷正勝(西愛宕町) ☎26-3217
 近藤けい子(立込町) ☎25-0073
 小澤功子(弥生町) ☎26-3681
 石田裕子(百町) ☎26-1383
 丹羽義樹(宇治町) ☎25-0676
 日比清誠(百島町) ☎28-0997
 市野一雄(鹿伏兎町) ☎31-1059

人権擁護委員による心配ごと相談
 次の場所でも相談を実施しています。
 総合保健福祉センター
 毎月第2・4金曜日 午前9時～正午
 ☎24-3456(相談日のみ)

主な相談内容

- ・ いじめ、体罰、不登校児問題
- ・ 部落差別、女性差別などの差別問題
- ・ 家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・ その他、人権問題に係るもの

人権イメージキャラクター



人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会とは、男女の立場を対等とし、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、あらゆる分野で互いに意見を出し合い、喜びや責任を分かち合う社会です。

「女らしく」「男らしく」ではなく、「自分らしく」「人間らしく」生きることにより、私たちのまちに男女共同社会を実現しましょう。

男性にとつての男女共同参画

男女共同参画といつと多くの方が、「それは女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、男性にとつても重要な問題です。

「男性だから」という意識が、あなた個人にとつても、社会全体にとつても、重荷になっていることがありますか。

男性の視点からも、男女共同参画を見つめなおして行く必要があるのではないのでしょうか。

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G
 内線2271

犬を正しく飼いましょ

放し飼いをしていませんか

犬を放して飼うことは「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。愛犬の散歩時は、必ずリードを付けて、自分だけではなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンの片付けは、飼主の責任です

放置された犬のフンについて、たくさんの苦情が寄せられています。散歩時はビニール袋などを持って、必ず持ち帰りましょう。

無駄吠えをしませんか

飼犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物保護管理センターに相談しましょう。

問合せ 生活環境課環境保全G
 内線2225

愛知県動物保護管理センター尾張支所
 ☎0586-78-2595



障害者週間

12月3日(水)～9日(火)

私たちの周りには、障がいのある人がたくさんいます。また、自分自身も、病気や事故などで障がいの状態になる可能性もあります。同じ社会の一員として、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみましょう。

福祉課福祉G 内線2131・2132	身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。	ほじよ犬マーク 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。	聴覚障害者標識 聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。	耳マーク 聴覚に障がいのある方が「コミュニケーション」を円滑にするため制定されたマークです。	身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

年金のお知らせ

厚生年金相談

中村年金事務所職員による厚生年金相談が、毎月2回行われています。

日時 毎月第1・第3水曜日(祝日の場合は変更)
午前10時～午後3時

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

場所 市政相談室(市役所1階) 相談の仕方

・年金手帳や年金に関するものをすべて持参してください。市民課受付左手の壁付近にある「番号札」及び「年金相談・手続受付票」を取り必要事項を記入の上、お待ちください。順番に相談できます。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。相談していただけるのは、午前・午後各10人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 控除証明書専用ダイヤル

☎0570-0558-5555
☎03-6700-1144(1P電話用)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に必要となる「平成26年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

問合せ 保険年金課医療・年金G

内線2121-2122
中村年金事務所
☎052145317200

ケーブルテレビのデジアナ変換サービスは平成27年3月末までに終了します

ケーブルテレビをご利用中で、地上デジタル放送受信準備がまだの場合は、デジアナ変換サービス終了までに準備をお願いします。

ご自身の受信状況が不明な場合は、ご加入中のケーブルテレビ事業者へお問い合わせください。

問合せ 西尾張シーエーティーヴィ株式会社(クローバーTV)

☎0120-240968
総務省地デジコールセンター

☎0570-070101
※1P電話などつながらない場合は、

☎03-4334-1111
※午前9時～午後6時(年末年始は休み)

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が下表の限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が5000円以下の場合には該当しません。また、同じ世帯でも異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方

該当者には、12月以降に通知文またはハガキを送付しますので、届きましたら保険年金課(市役所1階)で申請してください。

ただし、平成25年8月1日～26年7月31日に、次に該当する方は通知文またはハガキが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

①市区町村を越えて転居をした方
②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療制度に移った方

※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によつて異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合せ

保険年金課国民健康保険G
内線2125～2129
保険年金課医療・年金G
内線2123・2124
高齢介護課介護保険G
内線2141・2142

区分	後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方)	医療保険+介護保険(70～74歳の方)	医療保険+介護保険(70歳未満の方)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者	II	31万円	34万円
	I	19万円	

※8月1日から翌年7月31日までの12カ月を計算します。

※区分は7月31日現在の医療保険の区分です。(低所得者Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、低所得者IIの合算限度額が適用されます)